

重要事項説明書

1、法人の概要

法人種別・名称	医療法人社団 山本記念会
代表者	理事長 山本 百合子
法人本部所在地・連絡先	〒224-0024 横浜市都筑区東山田町 1552 番地 ・ 電話 045-593-2211
実施事業概要	科学的かつ適正な医療の普及、及び地域医療を支援する。

2、事業所の概要

事業所名	やすらぎ訪問看護ステーション 居宅介護支援事業
所在地	横浜市港北区高田町 2503-1
連絡先	電話 045-593-9012 FAX 045-593-8102
事業所指定番号	神奈川県 第 1460990085 号
管理者	藤田 美智子
サービス提供地域	横浜市：港北区全域・都筑区全域 川崎市：高津区（久末、蟹ヶ谷、東野川、北野川、子母口、千年） 宮前区（野川本町、野川台、西野川、南野川、有馬、東有馬、馬絹） 中原区（井田、井田杉山町、井田三舞町、井田中ノ町、 木月、木月祇園町、下小田中、下新城）
併設サービス	訪問看護・通所リハビリテーション

3、事業所の職員体制等

職種	人員	従事するサービス種類、業務
管理者	常勤兼務 1 名	業務の管理を一元的に行います。
主任介護支援専門員	常勤兼務 1 名 常勤専従 1 名	介護支援専門員へ指導及び助言、地域支援を行います。
介護支援専門員	常勤兼務 1 名 常勤専従 3 名(主任含)	要介護者からの相談に応じ、居宅サービス計画の作成を行います。又課題の分析を行い必要に応じて利用者へ説明を行います。
事務員	非常勤専従 2 名	介護支援専門員の補助業務にあたります。

4、営業日及び業務時間

営業日	月曜日～金曜日	土曜日
営業時間	9：00～17：15	9：00～12：45

※ただし祝日と12月30日～1月3日は休業

< 24 時間連絡体制 >

緊急の連絡は夜間と休日も24時間電話連絡体制を取ります。夜間、車の運転中などの為連絡が受けられないこともありますので、留守番電話に必ずお名前とご用件の伝言をお願い致します。

また、緊急連絡対応体制は24時間営業とは異なりますので、通常の相談は営業時間内にお願い致します。

営業時間内 ① 045-593-9012

業務時間外 ① 090-9205-5152 又は ② 080-4214-6034

5、サービス内容

- (1) 要介護認定の申請に係る相談、助言及び代行申請（申請できない場合）
- (2) 居宅サービス計画（ケアプランの作成）
- (3) サービス事業所等及び関係行政機関等との連絡調整
- (4) ケアプランの実施状況の把握
- (5) 介護保険施設の紹介その他便宜の提供

6、サービス利用料及び利用者負担 ※別紙参照

- (1) 居宅介護支援については、利用者負担はありません。
- (2) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

7、当事業所における運営方針

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができる事を目標としています。
また計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上状況調査を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整致します。
- (3) 利用者から選択していただいたサービスと解決すべき課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成致します。その際、サービス計画書原案に位置付けた事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (4) 入院時におきましては、入院先医療機関との早期からの連携を図る目的から、情報提供を行います。
- (5) 事業実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健、医療、福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- (6) 事業者は、介護支援専門員の質の向上を図る為の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。
A 採用時研修 採用後1ヶ月以内 B 年定研修 2回

8、緊急時の対応

- (1) サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた時は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

9、事故発生時の対応

状況確認後、救護義務を果たし速やかに監督官庁に報告します。

10、非常災害時対策

自治体等を連携して利用者の安否確認をはかり生命保全をはかります。

11、衛生管理

清潔な環境整備をはかり感染症発生リスクを減らします。

12、虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	藤田 美智子
-------------	--------

13、身体的拘束等の最適化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊張やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14、ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

15、業務継続計画（BCP）

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

16、第三者評価の実施

提供するサービスの第三者評価の実施は無し。

17、秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職時に於いてもこの秘密を保守する旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報について事前に利用者、又はその家族から文章で同意を得るものとします。

18、入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑におこなうために、入院時には担当介護支援専門員の氏名・事業所名・連携先等を入院先医療機関にお知らせ頂きますよう、お願い致します。

19、サービス事業所の選択

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。
また、介護支援専門員に対して、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

20、サービス割合の説明 ※別紙参照

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなります。

21、相談窓口・苦情対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、担当介護支援専門員又は管理者までご連絡願います。

当事業所 相談窓口	窓口責任者	管理者 藤田 美智子	
	受付時間	平日 9：00～17：15	
	連絡先	TEL 045-593-9012	fax 045-593-8102

○公的機関においても苦情申し立て等ができます。

横浜市(本庁) 介護指導事業課 TEL 045-671-2356	川崎市(本庁) 介護保険課 TEL 044-200-2678
・港北区 高齢・障害支援課 TEL 045-540-2325	・高津区 高齢・障害支援 TEL 044-861-3269
・都筑区 高齢・障害支援課 TEL 045-948-2306	・宮前区 高齢・障害支援 TEL 044-856-3238
・健康保険団体連合会 苦情相談係 TEL 045-329-3447	・中原区 高齢・障害支援 TEL 044-744-3136
・福祉調整委員会 TEL045-671-4045/Fax045-681-5457	